

## こんな低額回答で 妥結できるか！！

社員 : (基準内賃金※+扶養手当) × 2.61 ヶ月+「一時金」

継続社員 : (基準内賃金※+扶養手当) × 2.61 ヶ月+「一時金」 × 1.5

契約社員 (A1・A2) : (基準内賃金※+扶養手当) × 0.98 ヶ月+「一時金」

契約社員 (バス)

(基準内賃金※+扶養手当) × (0.98 ヶ月+0.4 ヶ月) + 「一時金」

契約社員 (営業・遺失・介助)

(基準内賃金※+扶養手当) × (0.98 ヶ月+0.6 ヶ月) + 「一時金」

契約社員 (旧月額)

(基準内賃金※+扶養手当) × (0.98 ヶ月+0.63 ヶ月) + 「一時金」

パート社員 : 週 20 時間以上 : 2 万円

週 20 時間未満 : 1 万円

※基準内賃金のうち、日額の職務手当は従前通り計算対象外となる。

・「一時金」は以下とする。

3 万円

## 不誠実な団交で決裂！！ 11月29日に再度団交を開催！！

メールアドレス : jsrou@yahoo.ne.jp